

ご加入いただく火災保険について

(1) ご加入いただく火災保険

弊社が指定する東京海上日動火災保険(株)の「企業財産包括保険 倉庫特約 (シェアリングビジネス方式)」(以下、当保険)にご加入いただきます。

(2) 保険の対象

弊社が運営する倉庫シェアリングサービスの利用事業者(以下、サービス利用事業者)が、利用する倉庫に収容する貨物。

(3) 保険価額

損害が発生した時における在庫価額(時価)。

(4) 通知価額

本サービスを通してご通知いただいた貨物の価額。

なお、当保険における一利用あたりの支払保険金制限額は通知価額と同額とします。

ただし、1事故の支払保険金制限額は5億円を限度とします。

(5) 補償の開始・終了時期

補償の開始時期：予め弊社にご通知いただいた利用期間のうち、サービス利用事業者が最初に貨物を搬入したその時

補償の終了時期：予め弊社にご通知いただいた利用期間のうち、サービス利用事業者が最後に貨物をした搬出したその時

(5) お支払の対象となる事故



(*) 気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

(6) お支払される保険金

【損害保険金】

次の①から②までの規定に従い、保険会社より損害保険金が支払われます。

① 通知価額が保険価額以上の場合

保険価額を限度に、損害額が損害保険金として支払われます。ただし、1回の事故につき算出された損害保険金の額が保険価額を上回る場合は、その保険価額を損害保険金の額とします。

② 通知価額が保険価額未満の場合

次の算式により算出された損害保険金が支払われます。ただし、1回の事故につき算出された損害保険金の額が支払保険金制限額を上回る場合は、その支払保険金制限額を損害保険金の額とします。

$$\boxed{\text{損害額}} \times \frac{\boxed{\text{通知価額}}}{\boxed{\text{保険価額}}} = \boxed{\text{損害保険金}}$$

【費用保険金】

次の費用保険金が支払われます。

- 残存物取片づけ費用保険金
- 修理付帯費用保険金
- 損害拡大防止費用保険金
- 請求権の保全・行使手続費用保険金

（7）保険金がお支払いされない主な場合

以下の損害に対しては保険金がお支払いされません。なお、すべての内容を記載しているものではありませんので、詳細は企業財産包括保険の[Web約款](#)をご参照ください。

- ・被保険者（サービス利用事業者）の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- ・被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害
- ・火災等の事故の際の紛失、盗難によって生じた損害
- ・冷凍・冷蔵装置または冷凍・冷蔵設備の破壊・変調・機能停止に起因する温度変化によって冷凍・冷蔵物に生じた損害（同一敷地内に生じた火災による場合は、保険金をお支払いできません。）
- ・電力の停止または異常な供給により、保険の対象である商品・製品等のみが生じた損害
- ・保険の対象の機能に支障をきたさない単なる外観上の損傷または汚損の損害
- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ・地震等によって発生した事故の延焼・拡大により生じた損害や発生原因を問わず地震等によって延焼・拡大した事故による損害 等

（8）在庫価額の増額/減額

在庫価額の増額：原則不可とさせていただきますので、予め想定される最大在庫価額にてご通知いただくようお願いいたします。

在庫価額の減額：原則不可とさせていただきます。

（9）補償期間の延長/短縮について

補償期間（利用期間）の延長：改めて当サービスを通じて申込みをお願いいたします。

補償期間（利用期間）の短縮：原則不可とさせていただきます。

（10）事故が発生した場合

以下、取扱代理店へご連絡ください。

【取扱代理店】

株式会社東海日動パートナーズTOKIO 新宿支店

TEL：03-3375-8468

FAX：03-3375-8470

営業時間：9：00-18：00

【引受保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社

総合営業第一部営業課

TEL：03-3285-0186

FAX：03-5223-3061

このページは企業財産包括保険の内容についてご紹介したものです。
ご不明な点等がある場合には、代理店または保険会社までお問い合わせください。

21-TC02102
2021年6月作成